

令和 6 年度

委託 第12号

学校 I C T 支援員業務委託

仕 様 書

おいらせ町 小中学校（8校） 地内

おいらせ町

学校 I C T 支援員業務委託仕様書

1. 件名

第 12 号 学校 I C T 支援員業務委託

2. 施行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3. 施行場所

おいらせ町 小中学校（8 校） 地内

4. 業務内容

(1) 訪問時の業務

① 学習用ハードウェアの機器点検（軽微なメンテナンスを含む）

※学習用ハードウェアとは、iPad 端末（Apple 製）、富士通製サーバー、富士通製ノート PC、プロジェクター（エプソン製）、書画カメラ（エプソン製）、充電保管庫（オカムラ製）です。

② 学習用ハードウェアの操作指導

③ I C T 機器を活用した授業の機器操作補助（基本的にアプリケーションソフトの操作を含まず、iPadOS など基本ソフトの操作を含む）

④ 校内 ICT 関連機器の不具合発生時における障害の切り分け、復旧支援
学習用ハードウェア、校務用ハードウェア、校務用プリンタ、
学校内ネットワーク全般

※ハードウェア故障による部品費用等は含まれない

(2) 訪問の頻度及び作業時間

① 1 校あたり年 1 2 回の訪問（1 人以上）

② 1 回あたりの作業時間 1 時間程度（移動時間を除く）（全校合計 9 6 時間程度）

(3) 訪問時を除く業務

① 電話及びメール等による学習用ハードウェアに関する問い合わせ対応

② 学習用 iPad 端末 (iPad) 管理ツール等の運用支援

・ Apple School Manager (iPad 用アプリの購入等)

・ AssetView MDM for GIGA (iPad 用アプリの配布、再配布、削除等)

・ InterSafe Gateway Connection (iPad 用 Web フィルタリング設定等)

※利用アプリケーション使用申請、バージョンアップに伴う再配布作業含む

③ 1 校あたり年 1 2 回（1 回 3 0 分）程度（全学校合計 4 8 時間程度）

(4) 支援員の兼任

支援員として従事する者は複数人による兼任を可とする

(5) 報告書の提出

完了時に訪問等対応実績報告書を提出すること

5. 各学校の所在地と学級数（予定数）

No.	学校名	住所	学級数
1	下田小学校	おいらせ町館越38-1	8学級
2	木内々小学校	おいらせ町染屋101-7	10学級
3	木ノ下小学校	おいらせ町青葉六丁目50-184	26学級
4	百石小学校	おいらせ町牛込平20-1	16学級
5	甲洋小学校	おいらせ町一川目4丁目6-10	9学級
6	下田中学校	おいらせ町立蛇114-3	8学級
7	木ノ下中学校	おいらせ町上久保22-2	14学級
8	百石中学校	おいらせ町東下谷地116	8学級

6. その他

(1)長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

① ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

② ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

(2)疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。